

# 登別市DX推進計画

(基本計画)

(案)

登 別 市

令和4年 月



# 目 次

<b>第1章 DX推進計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1-1 計画策定の趣旨.....	1
1-2 計画の位置づけ.....	2
1-3 計画の期間.....	3
<b>第2章 情報化をめぐる動向</b> .....	<b>4</b>
2-1 国における情報化政策の動向.....	4
(1) 官民データ活用推進基本法.....	4
(2) 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画.....	5
(3) 行政のデジタル化の推進.....	6
(4) 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画.....	7
2-2 北海道における情報化政策の動向.....	8
(1) 北海道ICT利活用推進計画.....	8
(2) 北海道Society 5.0推進計画.....	9
<b>第3章 DXの推進に関する基本方針</b> .....	<b>10</b>
3-1 基本方針.....	10
<b>第4章 計画の推進体制</b> .....	<b>12</b>
4-1 計画の推進・検証体制.....	12
(1) 組織体制の整備.....	12
(2) 外部人材の活用.....	12
4-2 計画の点検・評価.....	13
<b>(参考) 用語集</b> .....	<b>14</b>

# 第1章 DX推進計画の策定にあたって

## 1-1 計画策定の趣旨

現在、ICT（情報通信技術）は広く社会に浸透し、スマートフォンやタブレット端末の急速な普及、インターネットやネットショッピングの利用、電子メールやSNSによるコミュニケーション、ビッグデータやオープンデータの利活用促進、AIの実用化の進展など、ICTを利活用したサービスの多様化・高度化が進み、私たちの生活に欠かせないものとなっております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響により、生活様式や働き方など、社会全般に大きな変化をもたらし、遠隔での授業やリモート会議などといったデジタル技術活用の重要性が高まりました。

しかし、デジタル技術を使いこなすことのできる人材の不足、特別定額給付金をはじめ、諸手続きにおけるデジタル化対応の遅れが顕在化したことなどから、行政サービスのあり方を見直す契機となり、今後デジタル化の動きが急激に加速化することなどが見込まれます。

国においては、官民データの適正かつ効果的な活用を推進するため、平成28年（2016年）12月に「官民データ活用推進基本法」が公布・施行され、さらに、令和元年（2019年）6月には「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定されました。それに加えて、デジタル化の遅れの対処や、新たな日常の原動力として、制度や組織のあり方等をデジタル化に合わせて変革するため、令和2年（2020年）12月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」が策定されました。

本市が、このような状況に対応していくためには、ICTを積極的に利活用し、デジタル化に対応した市民サービスの抜本的な改革に取り組むとともに、新たな庁舎の建設と併せて、行政運営の効率化が求められることから、本市では、これまで進めてきた行政情報化と地域情報化の取組をさらに推進していくため、「登別市DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画」（以下「本計画」という。）を作成し、DXを推進をします。

※DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは

新たなデジタル技術の導入により、地域における様々な課題の解決や社会経済活動の発展を促して、より良い社会に変革していくこと。

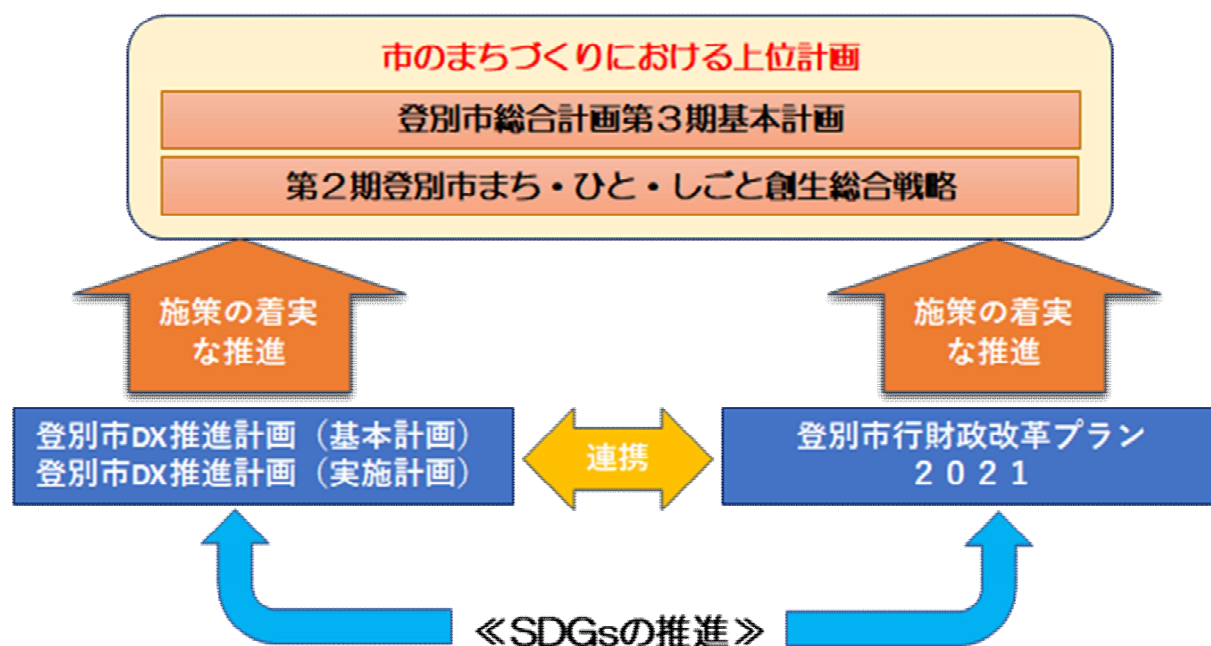
## 1-2 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの指針である「登別市総合計画（第3期基本計画）（平成28年（2016年）3月）」及び「（第2期）登別市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年（2020年）3月）」を上位計画とし、これらの計画の施策の着実な推進を図るため、DXの推進に関する基本方針を「**登別市DX推進計画（基本計画）**」として位置づけるとともに、計画実現のための具体的な取組については、本計画とは別に「**登別市DX推進計画（実施計画）**」を定め、推進していきます。

また、取組の推進にあたっては、令和3年（2021年）に策定した「登別市行財政改革プラン2021」と連携を図りながら進めていくこととします。

なお、「官民データ活用推進基本法」には、市町村は、当該市町村の区域における官民データ活用の推進についての基本的な計画（市町村官民データ活用推進計画）の策定に努めるものとされており、その趣旨を踏まえ、本計画は登別市の「市町村官民データ活用推進計画」としても位置づけます。

【図 計画の位置づけ】



SDGs（持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す取組であり、本市でも誰もが自分らしく、住みやすい社会の実現に向け、さまざまな施策を通じて推進しています。

本計画においても、誰一人取り残されることなく、安心して住み続けることができるまちづくりを目指して、デジタル技術を活用しながら、SDGsが掲げる17の目標のうち、「住み続けられるまちづくりを」や「パートナーシップで目標を達成しよう」をはじめとしたSDGsの推進につながる取組を進めます。



### 1 - 3 計画の期間

---

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。ただし、ICTの進展や市民ニーズ、国や北海道の動向に急激な変化があった場合は必要に応じた見直しを行います。

また、登別市DX推進計画（実施計画）（以下「実施計画」という。）については、取組内容について進捗状況を確認する必要があることや社会情勢に対応して新たな取組を行う場合、計画に盛り込む必要があることから、毎年度見直しを行います。

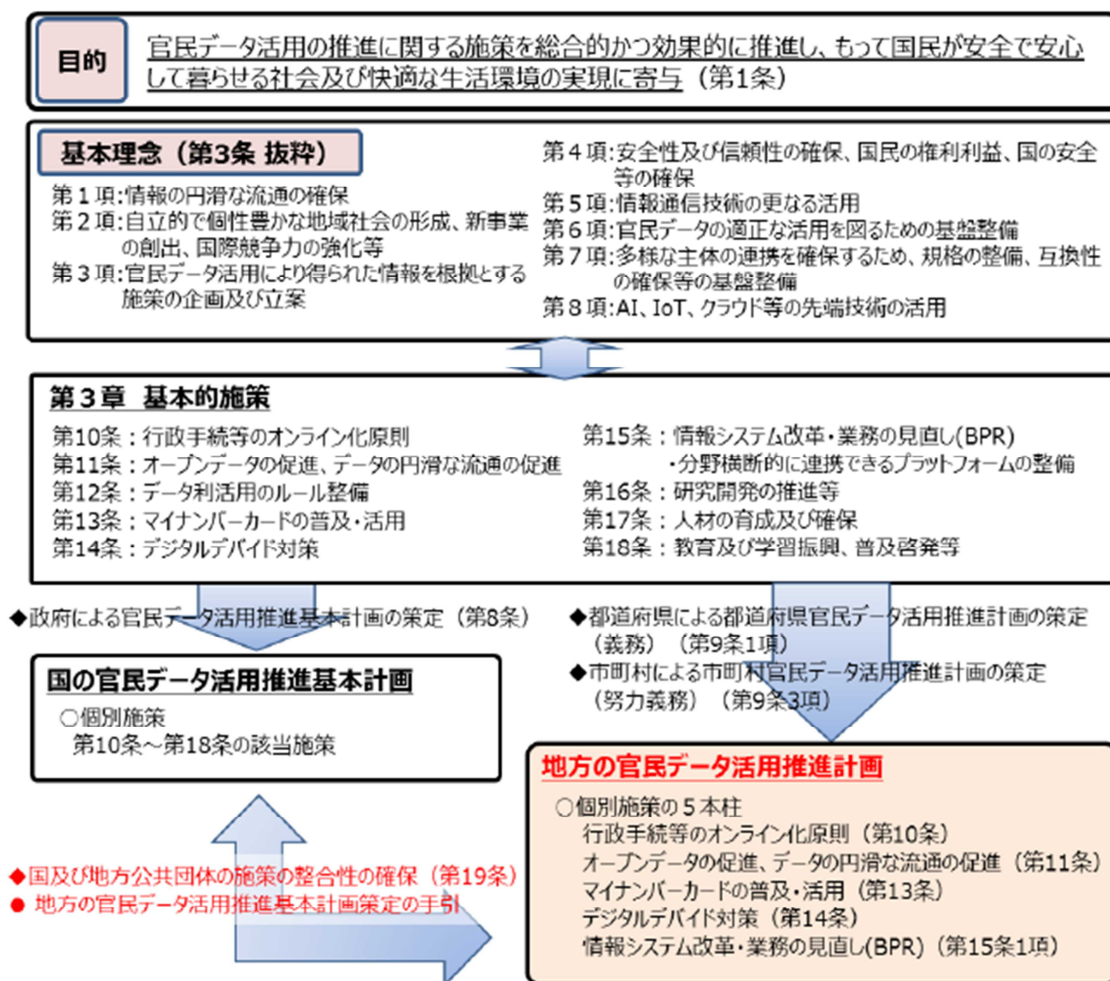
## 第2章 情報化をめぐる動向

### 2-1 国における情報化政策の動向

#### (1) 官民データ活用推進基本法

国における情報化の動向ですが、平成28年（2016年）12月、データ利活用の環境を総合的かつ効果的に整備するため、官民データ活用推進基本法が公布・施行され、この法律に基づき、市町村による「市町村官民データ活用推進計画」の策定が努力義務とされました。

「市町村官民データ活用推進計画」では、「行政手続等のオンライン化原則」、「オープンデータの促進、データの円滑な流通の促進」、「マイナンバーカードの普及・活用」、「デジタルデバйд対策」、「情報システム改革・業務の見直し（BPR）」の5つの個別施策について盛り込むことが求められています。



出典：内閣官房 IT 総合戦略室「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」より

## (2) 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

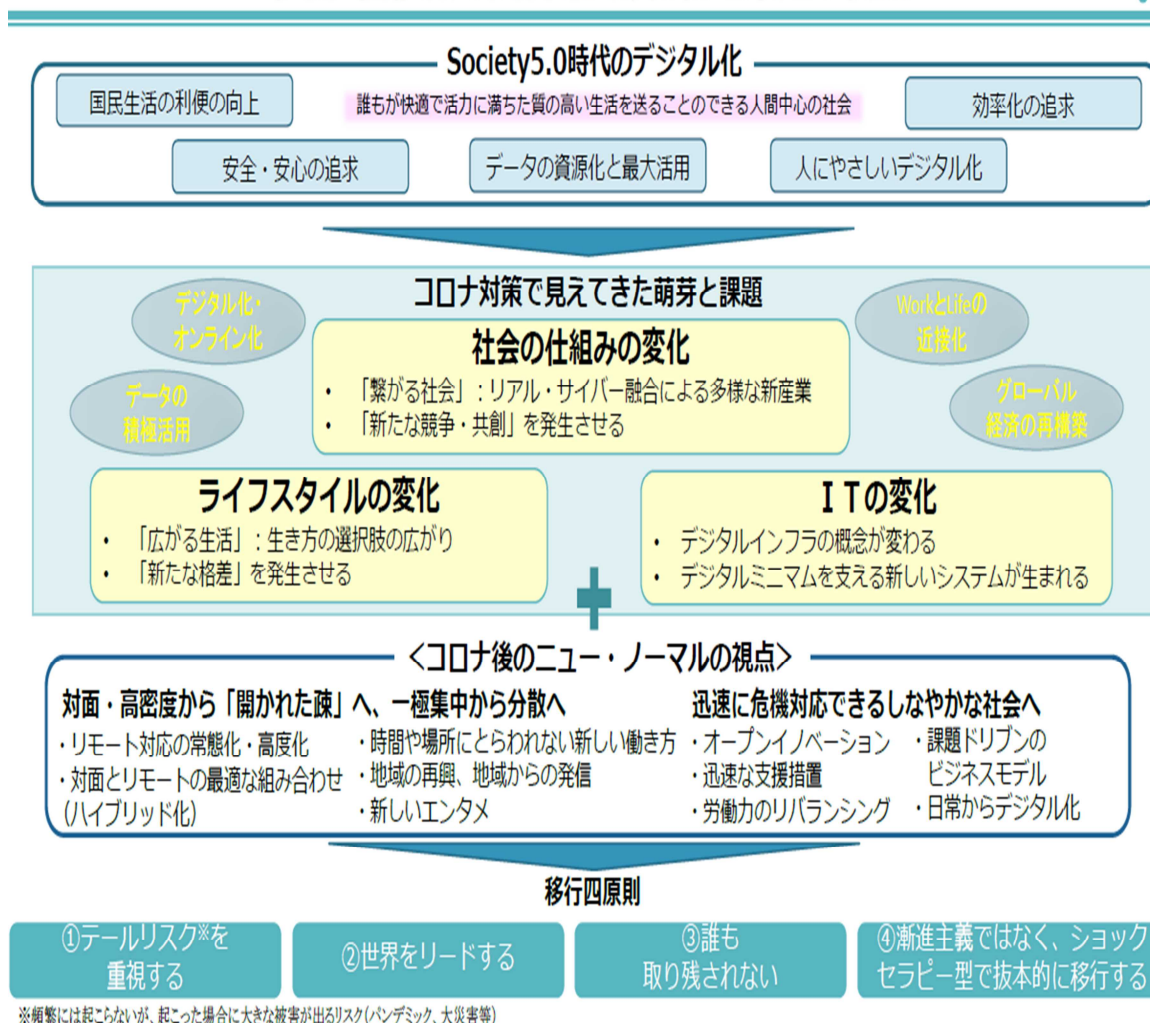
政府は、令和元年（2019年）6月、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できることを目指し、デジタル技術の恩恵を誰もが享受できるデジタル社会に向けた重点計画をとりまとめました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、様々な課題が浮き彫りとなったことから、これらの状況に対応するため、令和2年（2020年）7月には、世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進計画が改訂されました。

「新型コロナウイルス拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現」を掲げ、直近の取組としての新型コロナウイルス感染症の感染拡大の阻止に向けたITの活用と、デジタル強靱化による社会構造の変革・社会全体の行動変容の両面が必要であるとされています。

### 社会・価値観の変容を受けた戦略策定の視点

3



出典：内閣官房 IT 総合戦略室「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の概要」より

### (3) 行政のデジタル化の推進

令和元年（2019年）12月、デジタル手続法が施行され、デジタルファースト（個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する）、ワンスオンリー（一度提出した情報は、二度提出することを不要とする）、コネクテッド・ワンストップ（民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）の3つを基本原則とし、地方公共団体においても行政手続の原則オンライン化が努力義務とされました。

## デジタル手続法※（令和元年5月31日公布）の概要

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

- 情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、
- ①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、
  - ②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

### ○行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）」に変更

#### 情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

##### 社会全体のデジタル化

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現

##### デジタル化の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

#### 行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

##### 行政手続における情報通信技術の活用

###### 行政手続のオンライン原則

- ・行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、オンライン実施を原則化（地方公共団体等は努力義務）
- ・本人確認や手数料納付もオンラインで実施（電子署名等、電子納付）

###### 添付書類の撤廃

- ・行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、添付を不要とする規定を整備（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

##### デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- ・オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための情報システム整備計画、データの標準化、API（外部連携機能）の整備、情報システムの共有化

##### デジタル・デバイドの是正

- ・情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

##### 民間手続における情報通信技術の活用の促進

- ・行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- ・法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施

出典：内閣官房 IT 総合戦略室「デジタル手続法の概要」より



#### (4) 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画

政府は、令和2年（2020年）12月、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を掲げ、IT基本法の見直しやデジタル庁設置の考え方を示しました。

同時に改訂された「デジタル・ガバメント実行計画」では、デジタル・ガバメント実現のための基盤整備、行政手続きのデジタル化やワンストップサービスの推進など、行政のあり方そのものをデジタル化前提で見直すために必要となる事項を示しました。

さらに、基本方針で掲げたビジョンの実現には、市区町村の役割は重要であるとして、国が主導的な役割を果たし、自治体全体が足並みを揃えて取り組むための施策をまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（以下「自治体DX推進計画」という。）を策定しました。

自治体DX推進計画における重点取組事項として、「自治体の情報システムの標準化・共通化」、「マイナンバーカードの普及促進」、「行政手続きのオンライン化」、「AI・RPAの利用促進」、「テレワークの推進」、「セキュリティ対策の徹底」の6つが挙げられ、自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項として「地域社会のデジタル化」、「デジタルデバйд対策」の2つが挙げられています。

#### 自治体DX推進計画の対象期間等・自治体の取組内容

##### 自治体DX推進計画の対象期間等

- 2021年1月から2026年3月までを本計画の対象期間とする。
- 本計画は、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討、デジタル庁の設置など国の動向を反映させるよう適宜見直しを行うとともに、自治体の取組状況に応じたPDCAサイクルにより、進捗管理を行う。  
※ 「デジタル・ガバメント実行計画」において、「各施策の取組状況やデジタル庁の設置を踏まえ、その在り方を含めて見直しを検討するとともに、必要に応じて随時、改定等を行う」とこととされている。
- 総務省は、国の施策展開を踏まえつつ、業務改革(BPR)を含めた標準化等の進め方について、「(仮称)自治体DX推進手順書」として、21年夏を目途に提示する。

##### 推進体制の構築

- 組織体制の整備 ○デジタル人材の確保・育成 ○計画的な取組み ○都道府県による市区町村支援

##### 重点取組事項

- 自治体の情報システムの標準化・共通化 ○マイナンバーカードの普及促進 ○行政手続きのオンライン化
- AI・RPAの利用推進 ○テレワークの推進 ○セキュリティ対策の徹底

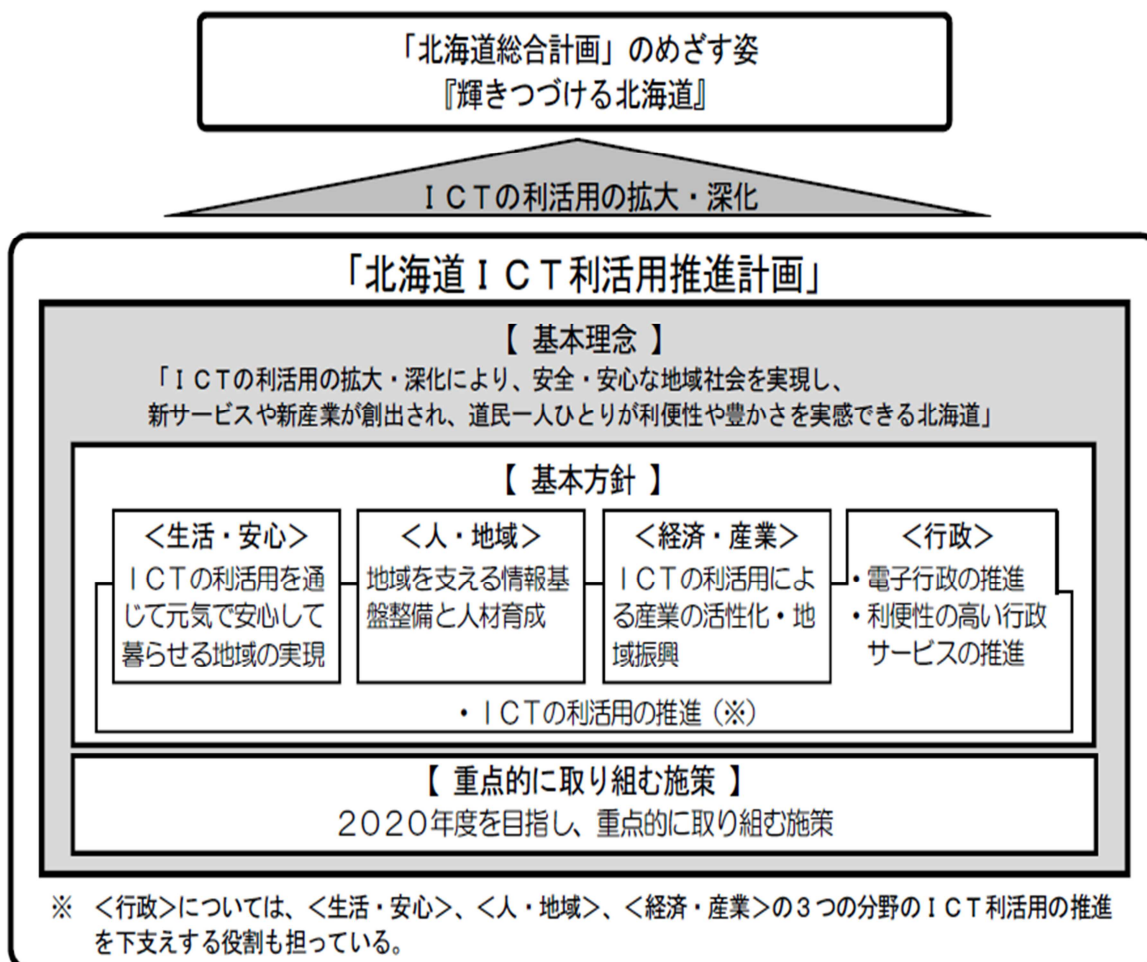
出典：総務省「自治体DX推進計画概要」より

## 2-2 北海道における情報化政策の動向

### (1) 北海道 ICT 利活用推進計画

北海道は、平成 13 年度（2001 年度）に「北海道高度情報化計画」を策定し、情報化の推進に向けた取組を開始して以降、I C T 利活用の将来ビジョン等を市町村などと共有した上で、道民生活や産業分野などにおける情報化を計画的に推進しており、平成 3 0 年（2018 年）には「北海道総合計画」が掲げる「輝きつづける北海道」を実現することを目指した「北海道 I C T 利活用推進計画」を策定しました。

この計画は「官民データ活用推進基本法」に基づく北海道の都道府県官民データ活用推進基本計画としても位置づけられており、施策展開においては、オープンデータの推進や情報通信基盤の維持・整備、サイバーセキュリティ対策の推進をはじめ、様々な分野において I C T の活用が盛り込まれています。



出典：北海道「北海道 ICT 利活用推進計画」より

## (2) 北海道 Society5.0 推進計画

北海道は、令和元年度（2019年度）、北海道が直面する様々な課題に対し、未来技術を積極的に利活用し、10年後の北海道の未来社会を見据えた「北海道 Society5.0 構想」をとりまとめました。

また、ICTが全ての根幹のインフラとなることでIoTやAI、ロボットなどの未来技術の活用を一層推進し、北海道を取り巻くあらゆる課題を解決するとともに、感染症や大規模自然災害などの不測の事態にも揺るがない北海道の強靱化、さらには、単に現状の課題を解決だけでなく、様々な分野において、その取組や施策が有機的に連携し、産業競争力の強化や地域の活性化、より質の高い暮らしを実現するため、北海道全体の指針とすべく「北海道 Society5.0 推進計画」を策定しました。



区分	2021	2022	2023	2024	2025	2030
暮らし	医療・福祉 教育 地域生活	コロナ対応 感染症の流行に備えた対策	未来技術を活用して将来にわたり安全・安心で豊かな生活の実現			「北海道 Society 5.0」実現へ
	交通・物流 環境・エネルギー					
	農林水産業 地場産業 研究開発	観光振興 社会資本整備	経済活動への影響対策	未来技術を活用した産業振興と多様な主体の連携による新たな価値創造		
行政	利用者視点のデジタル化 マイナンバー制度	行政のデジタル化の推進	未来技術の活用とそれを前提とした仕組みづくり			
	オープンデータの推進 データの利活用	接触確認(COOL)カードを通じた感染まん延の防止	データの共有と活用の仕組みづくり			
基盤	情報通信基盤の整備 セキュリティ対策 デジタル人材の育成・確保	光ファイバ整備を通じた情報通信基盤の確保	未来技術を支える社会的・人的基盤の整備			

出典：北海道「北海道 Society5.0 推進計画」より

## 第3章 DXの推進に関する基本方針

### デジタルで「住みよいまちへ」、「働きやすい市役所へ」

DXとは、進化したICTを社会に浸透させることで、我々の生活をより良い、住みよいまちへ変革させることです。

本計画により、デジタルを活用して市民サービスの向上に努めるとともに、職員の働き方を見直し、変革することで、職員の負担を軽減させ、より質の高い業務に変化させていくことを狙いとしています。

#### 3-1 基本方針

---

本計画におけるDXの推進に関する基本的な考えを設定するにあたっては、数年後に迫った市役所本庁舎の建設を既存の取組を見直す大きな契機として捉えることができることから、本市としては、この機会を逃すことなく、新庁舎建設を見据えて、さらなる市民サービスの向上や行政運営の効率化を進める環境を整備するため、BPR（業務改革）や働き方改革、クラウドバイデフォルトの原則などについて理解を深めながら、行政が抱える様々な課題を解決することが肝要であると考えております。

ついては、国や北海道などが進める情報政策の方向性に基本的にはベクトルを合わせるとともに、本市の現状を踏まえた目指すべき方向性として、基本方針を次のとおり設定します。

なお、本計画の柱となる3つの基本方針に沿って、それぞれの分野における施策を積極的に推進するため、別に定める実施計画において、具体的な取組内容を定めます。

### **【基本方針Ⅰ】 ICT利活用による市民サービスの向上**

行政手続のオンライン化を推進するため、電子申請の拡充による、市民が窓口に来庁しなくても手続を行える環境を整えるとともに、窓口で手続を行う場合であっても、ワンストップサービスなどの手法により、滞在時間や対面時間を極力短くするため、窓口等における手続きのデジタル化を推進するほか、マイナンバーカードの普及・促進やキャッシュレス決済の導入等を図ることで、市民サービスの向上を目指します。

### **【基本方針Ⅱ】 地域情報化のさらなる推進**

デジタル社会の構築を進める中で誰一人取り残されることがないように、市民の誰もがデジタルの恩恵を受けられるように支援するほか、地域全体でデジタルに触れる機会を増やす取組を進めることで、市民にデジタル化による利便性を実感していただくことを目指します。

### **【基本方針Ⅲ】 行政内部の情報化の加速**

庁内業務の効率化や高度化のため、B P R（業務改革）の取組を行うとともに、ICTの活用により効率化が図られる業務は、システム等の導入を積極的に進めることにより、職員がより高度な業務に移行する時間を確保することで、市民サービスの向上を目指します。

## 第4章 計画の推進体制

### 4-1 計画の推進・検証体制

---

#### (1) 組織体制の整備

本計画を、総合的かつ着実に推進していくためには、庁内横断的な推進体制を確立し、全庁的に、DXの推進に向けて取り組む必要があります。

そのために、副市長及び部長職などで構成する「登別市DX推進委員会」を新たに設置し、毎年度、各所管グループの取組内容について進捗状況の確認をするとともに、DXの推進を調整する機能を持った組織とします。

具体的な実行体制については、行政改革担当部門及び情報担当部門がイニシアティブをとり、全庁的な視点でDX推進施策の整合・調整を行い、庁内一丸となって本計画を推進していきます。

#### (2) 外部人材の活用

令和2年（2020年）に総務省が策定した自治体DX推進計画において、「自治体は、DXの推進体制を検討するに当たり、CIO補佐官等について内部に適切な人材がない場合には、国の支援等も活用して、外部専門人材の活用を積極的に検討する」とされており、加えて「都道府県や指定都市・中核市等の比較的人口規模の大きな自治体は、庁内研修の講師となることも含め、必要に応じて各自治体を支援することが望ましい」とされていることから、北海道が自治体DXの推進に向けた諸課題への対応の相談窓口として設置しているアドバイザーに、定期的に専門的な見地からの意見をいただき、各種施策に反映していきます。

## 4 - 2 計画の点検・評価

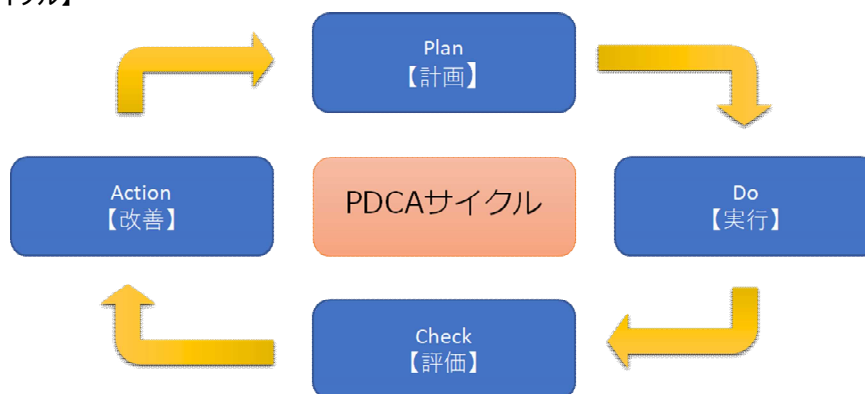
本計画に基づくDXの推進にあたっては、PDCAサイクル（Plan：計画→Do：計画内容の実施→Check：計画・事業の進捗状況等の検証・評価→Action：計画・事業の見直し・改善、次期計画への反映サイクル）を行い、急速な技術進歩の動向や財政状況、国の動向等を見極めながら、計画の変更の要否も含めて継続的に検討し、計画の進行管理を行います。

また、様々な行政課題に迅速に対応するため、PDCAサイクルだけではなく、その時々課題をしっかりと捉え、分析し、PDCAサイクルより即応可能な「OODA（ウーダ）ループ」（Observe：観察⇒Orient：状況判断・方向づけ⇒Decide：判断・意思決定⇒Action：行動）による「意思決定」が効果的です。

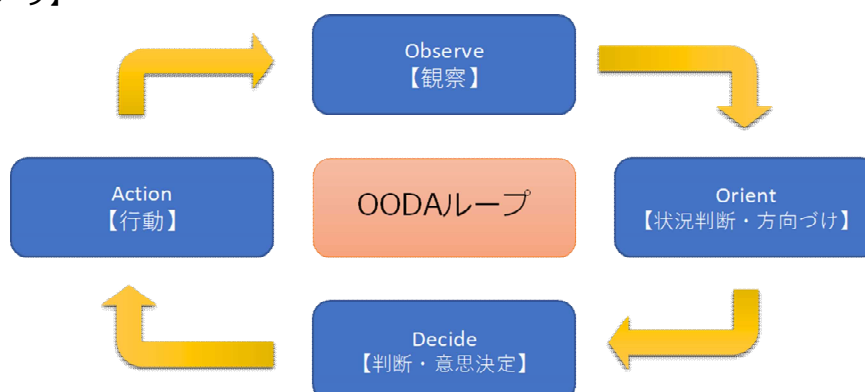
目まぐるしく情勢が変化する現在の情報社会では、何よりスピードが重視されていることから、行政課題の緊急性等により、時には「観察する」「判断する」「決定する」「行動する」というOODAのサイクルを活用し、DXの推進に努めていきます。

従来のPDCAサイクルを軸とした直線的取組に加え、多様な選択肢を見据えたOODAループを同時に活用し、計画を進めてまいります。

【図 PDCA サイクル】



【図 OODA ループ】



## (参考) 用語集

No.	用語	解説
1	アプリケーション	ワープロ・ソフト、表計算ソフト、画像編集ソフトなど、作業の目的に応じて使うソフトウェアのこと。
2	インターネット	共通の通信規約を利用して、世界中のコンピュータなどの情報機器を接続するネットワークのこと。
3	オープンイノベーション	新技術や新製品の開発において、組織外の知識や技術を積極的に取り込むこと。
4	オープンデータ	公的機関等のデータを、一定制限の元で誰もがアクセス、再利用、再配布できるように、フォーマット処理されて公開されたデータのこと。
5	キャッシュレス	「クレジットカード」「電子マネー」「QRコード」等による支払いのように、現金でのやり取りなしで決済がなされること。
6	クラウド	データサービスやインターネット等の技術が、ネットワーク上にあるサーバ群にあり、ユーザはこれまでのように自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ利用することができる新しいコンピュータ・ネットワークの利用形態。
7	クラウドバイデフォルト	システムの構築や整備をする時には、クラウドサービスの利用を第1候補として検討を行うこと。
8	スマートフォン	従来の携帯電話端末の有する通信機能に加え、アプリケーションを自由にに入れて利用することができる携帯電話端末。
9	タブレット端末	液晶ディスプレイなどの表示部分にタッチパネルを搭載し、指で操作できるほか、キーボードを組み合わせるとパソコンのように利用することができる携帯情報端末のこと。
10	デジタルインフラ	インターネットなど IT 全般の技術基盤のこと。
11	デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差のこと。
12	デジタルミニマム	すべての人が必要最低限の情報技術の恩恵を受けられること。
13	テレワーク	情報通信技術を活用して、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
14	電子メール	パソコンや携帯電話、スマートフォンなどの情報機器同士が、専用のメールソフトを使って、インターネットなどのネットワークを利用して情報をやりとりする機能のこと。
15	ネットワーク	複数のコンピュータを接続して、データを共有化したり、他のコンピュータ機能を利用したり、共有のプリンタを使用したりできるよ



		にする通信網のこと。
16	ビッグデータ	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。非定型・非構造化データなどありとあらゆるデータを総称して使用される。
17	ぴったりサービス	政府が運用するオンラインサービスである「マイナポータル」の機能のなかで、子育て・介護・被災者支援の分野に限らず、あらゆる分野の手のオンライン申請実現に活用できるシステムのこと。
18	リモート会議	電話回線やインターネット回線を利用して、オンライン上で会議を行う仕組みのこと。
19	ワーケーション	「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語で、観光地などでテレワークを活用し、働きながら休暇をとる過ごし方のこと。
20	ワンストップサービス	一度の手続きで、必要とする手続きをすべて完了することができるように設計したサービスのこと。
21	AI	Artificial Intelligence：人工知能の略で、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。
22	BPR	Business Process Re-engineering の略で、業務の効率化やコスト削減、サービス向上などを目的に、業務内容や業務フロー、組織構造そのものを見直し、再設計すること。
23	CIO	Chief Information Officer の略で、情報化戦略の最高責任者のこと。
24	EBPM	Evidence Based Policy Making：証拠に基づく政策立案の略で、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。
25	GIGA スクール構想	Global and Innovation Gateway for All の略で、文部科学省が1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、子どもたちを誰一人残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現させる構想。
26	Gov-Cloud（ガバメントクラウド）	政府の情報システムについて、自治体に共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境のこと。
27	ICT	Information and Communication Technology の略で、情報や通信に関する技術総称のこと。「情報通信技術」と和訳されることが多い。
28	IoT	Internet of Things の略で、モノのインターネットと呼ばれ、電子機器や車といったあらゆるモノに通信機能を持たせることで、

		相互に通信できるほか、インターネットにつながり情報をやり取りすること。
29	IT	Information Technology の略で、情報を取得、加工、保存、伝送するための技術のこと。
30	LGWAN	地方公共団体相互間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図るための基盤として整備され、全国の地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続する行政専用のネットワークのこと。
31	OODA (ウーダ) ループ	業務管理手法の一つで、観察 (Observe) → 状況判断・方向づけ (Orient) → 判断・意思決定 (Decide) → 行動 (Action) という4段階の活動を繰り返し行うことで、社会情勢の変化に即応し、迅速な意思決定を行っていく手法。
32	PDCA サイクル	業務管理手法の一つで、計画 (Plan) → 実施 (Do) → 検証・評価 (Check) → 見直し・改善 (Action) という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。
33	RPA	Robotic Process Automation の略で、これまで人の手により端末で行ってきた定型作業を、事前に覚えさせたルールを元に、自動で作業を行うツールのこと。
34	SNS	Social Networking Service の略で、情報共有・コミュニティ型のサービスや Web サイトのこと。
35	Society (ソサエティ) 5.0	自動車の自動運転や医療・介護現場におけるロボットなどあらゆる技術を実生活の中で活用し、狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0)に続く、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、新たな未来の姿のこと。



登別市総務部行政経営グループ

〒059-8709 登別市中央町 6 丁目 11 番地

電 話:0143-85-5109

メー ル:keiei@city.noboribetsu.lg.jp